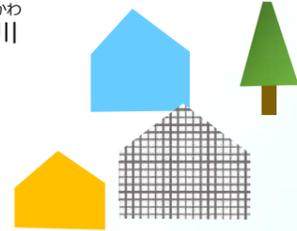


まちづくり通信

第21号
令和4年3月

もりた まつもと ほそかわ
担当：森田・松本・細川

発行：葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第二係
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 Tel 5654-8345



INTRODUCTION

日ごろより、葛飾区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
四つ木一・二丁目、東四つ木三・四丁目各地区は、東京都の不燃化特区に指定されています。
令和2年3月に東京都防災都市づくり推進計画の基本方針が改正され、不燃化特区制度が令和7年度まで5年間延長となりました。区では引き続きまちの不燃化を推進するため、主要生活道路の拡幅整備とともに、下記の支援を行ってまいります。
今後とも安全・安心なまちづくりへの取り組みにご理解とご協力をお願いします。

TOPICS

不燃化特区の支援制度

令和7年度まで

老朽建築物除却助成

助成対象 下記建物を取壊して更地化（除却）する場合

- ・昭和56年5月31日以前建築の木造等建物
- ・区の調査により危険であると認められた空き家等

助成対象

除却費に対して **最大200万円**

令和3年度より100万円→200万円へ拡充！

不燃化建替え助成

助成対象 下記築年数の住宅を不燃化建築物に建替える場合

- 木造モルタル・・・13年4か月
- 木造・・・14年8か月
- 軽量鉄骨造・・・18年

助成対象

除却費、設計・工事監理費の合計に対して

最大200万円

専門家派遣

建替えに伴うお悩みごとをお持ちの方に、弁護士や一級建築士などの専門家を **無料で派遣**

固定資産税・都市計画税の減免

- ▶ 老朽建築物を除却し、更地になった土地 **最大80%減免**（最長5年間）
- ▶ 不燃化のために建替えた建築物 **最大100%減免**（5年間）

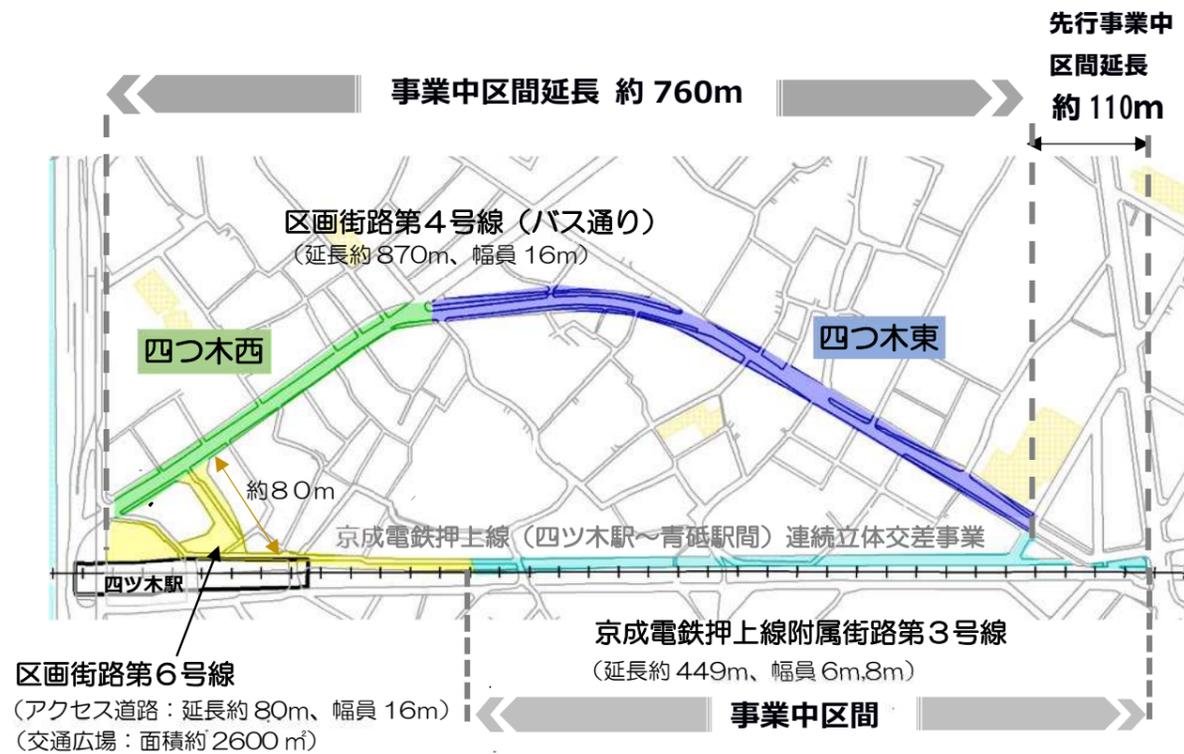
※詳しい要件や手続きなどについては、下記までお問い合わせください。

<不燃化建替・除却助成・専門家派遣> 葛飾区都市計画課 密集地域整備第二係（03-5654-8345）

<固定資産税・都市計画税の減免> 葛飾区税務所 固定資産税係（03-3697-7511）

TOPICS

四つ木バス通り及び四つ木駅周辺の道路計画



区画街路第6号線及び交通広場

区画街路4号線と駅とを結ぶアクセス道路と交通広場の計画があります。

区画街路第4号線（四つ木バス通り）

平和橋通りから首都高速道路下の都道までを結ぶ都市計画道路事業（四つ木東、四つ木西）を進めています。

四つ木バス通りの事業進捗について

- 都市計画道路区画街路4号線（四つ木東）の用地取得の状況は、令和3年11月までに総件数120件のうち94件の取得が済んでいます。取得率は約78%です。
- 都市計画道路区画街路4号線（四つ木西）の用地取得の状況は、令和3年11月までに総件数91件のうち36件の取得が済んでいます。取得率は件数で約39%です。
今後ともご理解とご協力の程、よろしくお願いたします。



四つ木2-8街区付近の用地取得状況

事業スケジュール

皆様のご理解とご協力により、密集事業による幅員6mの主要生活道路および公園整備は、令和5年度までに完了する予定です。

令和3年度 ➤ 令和4年度 ➤ 令和5年度 ➤ 令和6年度 ➤ 令和7年度 ➤➤ 令和8年度以降

密集事業	東四つ木地区 密集事業によるまちづくり (令和4年度まで) ⇒公園整備予定 四つ木地区密集事業によるまちづくり (令和5年度まで) ⇒公園整備予定
不燃化特区	不燃化特区によるまちづくり ⇒老朽木造住宅等建替え助成等
地区計画	地区計画(防災街区整備地区計画)によるまちづくり(規制・誘導)

区では、道路や公園の整備を行うため、密集事業の期間を
東四つ木地区は令和4年度
四つ木地区は令和5年度 まで延伸しております。
 なお、用地買収事業終了後(整備着手後)は、道路拡幅等用地の取得は、
 更地での買収が条件となり土地代金のみのお支払いとなります。
 (建物移転等補償金はお支払いできません)

主要生活道路沿道の皆様、ご協力ありがとうございます



主要生活道路は、沿道の皆様のご協力によって、道路の拡幅整備が進み、地域の防災性が向上しています。改めまして、地権者ほか関係者の皆様に感謝申し上げます。

密集事業 進捗状況

【道路整備の状況】(令和4年1月)

